

小型移動式クレーン運転技能講習

【内 容】

労働安全衛生法等により、つり上げ荷重 1 トン以上 5 トン未満の小型移動式クレーンの業務には、小型移動式クレーン運転技能講習修了証又は移動式クレーン運転士免許証を所持していないと従事できません。この講習では、学科 2 日・実技 1 日、計 3 日間を受講、規定の成績を得た方に、技能講習修了証が交付されます。

【受講資格】

(1)一 般

特になし(但し、18 歳未満の方がクレーン作業を行うことは禁止されています。)

(2)免 除

クレーン運転士や玉掛け技能講習、床上操作式クレーン運転技能講習の資格をお持ちの方(資格証の写しを提出)

【期 日】

区分		期日
第 1 回	学科	4/3 ^① ・4 ^②
	実技	4 月(学科終了後の平日 1 日)
第 2 回	学科	5/14 ^③ ・15 ^④
	実技	5 月(学科終了後の平日 1 日)
第 3 回	学科	6 月(平日開講)
	実技	6 月(学科終了後の平日 1 日)
第 4 回	学科	9 月(平日開講)
	実技	9 月(学科終了後の平日 1 日)
第 5 回	学科	10 月(平日開講)
	実技	10 月(学科終了後の平日 1 日)
第 6 回	学科	11 月(平日開講)
	実技	11 月(学科終了後の平日 1 日)

【会 場】

一般社団法人日本クレーン協会東海支部半田教習センター(半田市)

【受講料】 消費税 非課税

当連合会会員(賛助会員を含む)、日本クレーン協会東海支部会員

両者の会員 一般 29,000 円 免除 27,000 円

いずれかの会員 一般 30,000 円 免除 28,000 円

いずれも非会員 一般 31,000 円 免除 29,000 円

【定 員】

各回 5 名程度

【その他】

お電話(052-524-4423)で予約後、申込書類を提出してください(日本クレーン協会東海支部の空き状況を確認しますので、必ず先に電話連絡をお願いします)